

キッチンカー等の方法による軽食・飲料の出張販売に関する規約

(規約の目的)

第1条 本規約は、福知山公立大学(以下、「本学」という。)の構成員である学生・教職員に対する福利事業として、本学指定場所においてキッチンカー、ブース形態(以下、「キッチンカー等」という。)での出店希望事業者を募集し、それに応じた出店者が守るべき事項を定めたものである。

2 出店者は、本規約に定める内容について理解し、誠実に履行することを約する。

(出店場所)

第2条 キッチンカーでの出店場所は、本学敷地内とし、3号館前スペース道路側又は建物側の2か所のいずれかとし、調整の上で通知する。

2 ブース形態での出店場所は、4号館1階エレベーターホール内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、出店場所について一時的に別の場所を指定する場合がある。

(出店可能日)

第3条 出店が可能な期間は、2026年9月28日から2027年1月26日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、出店に関する事前事後の事務的な手続きが、出店可能期間の前後に生じる場合がある。

(出店日時)

第4条 キッチンカー等による出店の日時は、年末年始及び長期休業期間を除き、火曜日及び木曜日(当該日が補講日に該当する場合を除く。)の午前11時から午後2時までとする。

2 前項のランチタイム中であっても、用意した軽食等が売切れた場合等正当な理由がある場合には、午後2時を待たずに閉店、撤収をかけることができる。

3 各出店者の日時については、希望を調整の上で個別に決定し通知する。

(出店者の数)

第5条 キッチンカーでの出店者の数は、1日あたり2者を上限とし、出店者ごとに曜日及びその間隔を決定する。ただし、同一事業者が同一週の複数の曜日に出店することを妨げない。

2 キッチンカー形態及びブース形態による出店者数は、1日あたり2者を上限とし、その内訳はキッチンカー2者又はキッチンカー1者及びブース1者とする。出店者ごとに曜日及びその間隔を定めるものとする。ただし、同一事業者が同一週内の

複数の曜日に出店することを妨げない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、キッチンカー等出店を行う事業者の応募が多数にのぼる場合や出店を希望する曜日の偏りがある場合には、本学において選考及び調整を行う場合がある。
- 4 各出店者の出店曜日については、希望を調整の上で個別に決定する。

(出店料その他の徴収金)

第6条 キッチンカー等の出店にかかる出店料は、1出店者あたり半期毎に 3,000 円とし、その他電気使用料や売上げにかかる対価の徴収は行わない。

- 2 前項の規定は、キッチンカー出店時に故意又は過失により本学施設を破損した場合や、販売した飲食物で食中毒が発生し健康被害を生じさせた場合等の出店者における損害賠償責任まで免除するものではない。

(受注者の協力義務等)

第7条 出店者は、キッチンカー等の出店日販売開始前と終了時には、各出店場所付近の清掃美化を行う。

- 2 本学は、出店者が円滑にキッチンカー出店を行えるよう調整を行うこととし、出店者は、キッチンカー等の出店を通して本学の利用者サービスの向上につながるよう協力する。

(損害賠償等)

第8条 出店者は、その責に帰する事由により、本学の施設及び備品等に損害を与えたとき又は飲食した者に対して食中毒等の健康被害を与えたときは、速やかにその旨を本学に通知するとともに、適切な方法により損害の賠償をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、出店者が本契約に定める義務を履行しないため本学に損害を与えたときは、出店者はその損害を賠償するものとする。
- 3 出店者は、キッチンカー等の出店に際して第三者との間でトラブルが発生したときは、出店者の責任において解決を図るものとし、本学は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第9条 次の各号の事由により受注者が被った損害については、本学はその責任を負わないものとする。

(1) 地震、火災、風水害などの不可抗力による災害によるもの。

(2) 本学の責めに帰すことができない施設及び備品等の故障、偶発的事故又は盗難紛失等によるもの。

- (3) 法令又は官公署の指示・指導があった場合に、これに伴いその結果生じたもの。
- 2 前項に定めるもののほか、本学が行う保守点検・修理・改修工事等による施設及び備品等の一時使用停止によるものについても、本学は損失補償の責を負わないものとする。

(出店者への出店禁止措置)

第 10 条 出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、本学は、出店者に対してなんらの通知又は催告をせず、将来に向かって出店を禁止することができる。

- (1) 故意又は過失により、施設及び備品等又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) その他本規約の各条項に違反したとき。
- 2 本学は、修繕や工事を実施する必要が生じた場合等、施設及び備品等を他の目的に供する緊急の必要が生じたときは、出店者に対して出店を禁止することができる。
- 3 前2項の規定により出店を禁止したときは、出店者は、本学に対しキッチンカー等の出店にかかる補償のほか損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(規約の変更等)

第 11 条 本規約は、必要に応じて変更することがある。

- 2 規約の変更は、変更の日以後、最初に到来する出店者の出店日から適用する。

(その他)

第 12 条 本規約に定めのない事項については、本学及び出店者間で協議し決定する。

規約制定日 令和 8 年 8 月 5 日

公立大学法人福知山公立大学
学務課